広島大学大学院人間社会科学研究科（博士課程前期）
法学・政治学プログラム入学試験
（令和７年８月実施）

問題　　　　専門科目　　　　［民事訴訟法］

以下のすべての問に答えなさい。

問１　旧訴訟物理論と新訴訟物理論の両説について簡潔に説明し、両説に対する批判を各々1点以上挙げて説明しなさい。

問２　以下の設例を読んで問に答えなさい。

Xは、バイク（自動二輪車）で職場から帰宅途中、信号待ちをしていたところ、Yの運転する普通乗用車に追突され、Xは重傷を負い、Xのバイクも損傷した。XはYに対して不法行為による損害賠償として、①療養費、②逸失利益、③慰謝料、及び④バイクの修理費を請求する訴えを提起した。

本件の訴訟物の単複異同について、すなわち、上記①～④は、別個の訴訟物か、あるいは、どの範囲で同一の訴訟物に含まれるか、判例の立場を踏まえて説明しなさい。

以上

広島大学大学院人間社会科学研究科　法学・政治学プログラム
博士課程前期　入学試験問題

民事訴訟法 出題の意図

以下の問に答えなさい。
問１　旧訴訟物理論と新訴訟物理論の両説について簡潔に説明し、両説に対する批判を各々1点以上挙げて説明しなさい。

【設問の趣旨】訴訟物論争に関する基礎知識を問うもの。

訴訟物の範囲を確定する際に、実体法上の請求権を基準とするものが旧訴訟物理論（実体法説)、社会的事件の同一性（現実の給付や形成）を基準とするものが新訴訟物理論である。

旧訴訟物理論の問題点として、(例）紛争の一回的解決に反することがあること、社会的に一つの事件を請求権ごとに分けるのが不自然で煩雑、請求権の選択的併合という形式での訴え提起を認めることが処分権主義の観点からは認めがたいこと、など。

新訴訟物理論の問題点として、(例）請求権を前提としていない訴訟物の要件効果が不明確なこと、失権の範囲の拡大は攻撃防御の肥大化を招く恐れがあること、裁判所の訴訟指揮や事務の負担が重くなること、など。

問２　以下の設例を読んで問に答えなさい。

Ｘは、バイク（自動二輪車）で職場から帰宅途中、信号待ちをしていたところ、Ｙの運転する普通乗用車に追突され、Ｘは重傷を負い、Ｘのバイクも損傷した。ＸはＹに対して不法行為による損害賠償として、①療養費、②逸失利益、③慰謝料、及び④バイクの修理費を請求する訴えを提起した。

本件の訴訟物の単複異同について、すなわち、上記①～④は、別個の訴訟物か、あるいは、どの範囲で同一の訴訟物に含まれるか、判例の立場を踏まえて説明しなさい。

【設問の趣旨】判例が旧訴訟物理論に依拠していることを前提として、実体法上の請求権の範囲、すなわち、訴訟物の範囲をどのように設定しているかについての理解度を問うもの。

〈ア〉判例（最判昭和48年4月5日　民集27巻3号419頁）では、財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするとして、これらは同一の請求権であり、①②③とも同一の訴訟物に含まれるということを前提として損害賠償を命じている。当該判例では物損についての扱いは言及されていないが、〈イ〉別の判例（最判令和3年11月2日　民集75巻9号3643頁）では、物損は人損とは被侵害利益が異なり別の訴訟物となるということを前提として消滅時効の起算点を判断している。したがって、①②③は同一の訴訟物、④は①②③とは別個の訴訟物というのが判例の立場である。

以上